京城新聞

妄言妄評

栗樹生

▲統監公來る　伊藤公一行は來る廿二日馬關にて軍艦に搭じ仁川に向はるべしとの報あり、回顧すれば公が今夏漢城を去るに臨みて居留民が公の送別會を日本人倶樂部に開くや、公は之に臨て其歸朝が暗に辭任にあるやの如き言辭を述べられたりき、而して歸朝後も公が辭任の噂は屢々繰返されたりき、惟ふに公も亦其當時に於ては多少辭意の萌なきにしもあらざりしならん、然るに種々なる事情は公を更に發憤せしめ其辭意を翻へさしめたるは諸種の情報によりて推測し得らるべきなり吾人は公の留任すると辭任するとには更に重きを置かざるも公が從來の政策を執持し來りて改變せざるは多少[illegible]せざるを得す、公が感ずる所ありて從來の事情の爲に發憤して歸任するとせば公が從來の態度に多少の變化あることを期待せざるを得ず、然らば公は如何なる態度を新らしく來るべき乎、或者は公の政策に變化あるべきを期待せば必ず失望すべしと云ふ、或は然らむ、然れども公は能く從來の政策に効績少きを自覺せり、自覺しつゝ之を繼續するは非常識なり、公は常識に富める圓滿の人なり、吾人が局面の展開を期待する豈謂はれなしとせんや、されど期待しつゝも失望は覺悟の前なり、何となれば既に前轍あればなり、

▲寺內陸相統監たるの說　伊藤公は諸般の議會に報告するを期とし退任し、後任には寺內現陸相を以てせんとの說あり、果して事實なりや、曾禰子爵には文武の統一に困難なるを以て、山縣公及桂首相と伊藤公との間に默契成立して寺內陸相を統監の後任たらしむるに決定せり抔との說もあり、一應事實らしく聞ゆるも其實人に解し難き所あり、何となれば寺內正毅氏は統監たるの器なりや否や、寺內氏は曾禰氏に優るの技倆ありや否やを判すれば此問題は解せらるゝなり、

▲果して寺內氏は適任なりや　陸軍大臣として陸軍行政には堪能ならんも、統監として能く効績を擧ぐる器局ありや否や、寺內氏は頭腦の精細なる人なり、能く何事も隅より隅に氣の付く人なり、規則正しく眞面目なる人なり、されど大局を洞觀し得るの明ありや否や、吾人は寺內氏の人格が其大を欠ぐる傾なきかを氣遣ふ、細務の事務は敏捷に捗取らんも、肝腎なる統治の大方針を誤るなきかを氣遣ふ、此點に於ては伊藤公と五十歩百歩ならん乎、統監たるものは宜しく大局を洞觀して其鍵を握れば可なり、但し是には人格の大を要す、韓國を保護統治するには重要なる關鍵を掌握して威嚴を以て臨めば細事は韓人等の意の儘に放任するも可なり、始めより日本人同樣に萬事をなさしめんとするが抑も誤謬なり、斯く考へ來れば寺內氏を適任なりと許する能はざるを遺憾とす、

●內地經營の障害

洛東江の下流々域なる慶尙南道金海は釜山地方に於ける有數の米產地にて膏腴の田地多き故金錢貸付業者及農事經營者に對し同方面の田地を擔保として金錢を貸付くる個人或は會社少からず然るに期限に至りて之を返濟するもの少なきより深く之を探索するに多くは韓人の詐欺手段にかゝれる事を發見せりと云ふ其內狀を聞くに土地家屋證明規則發布以後本邦人は韓內地に於いて土地所有權を公認せらるゝこととなりし爲に洞長面長郡守の證明ある地所を抵當とすれば本邦人は喜で其資金を供給するより奸黠の韓人等は洞長面長郡守の證明書を取り[illegible]を標木を樹て之を貸金業者に示して擔保に提供するより貸金業者は之を正當なる土地所有主にして且つ他の苦情なきものと信じて放資するに其實は全く洞、面長、郡守は奸黠なる韓人の債務者及び土地所有者等と共謀して詐欺的の不正を構成され居る事判明せり即ち韓人等は當該官吏と共謀して其證明を受け更に「何某抵當地」なる標木を建てゝ充分に日本人に安心を與へて放資せしめたる後眞正の所有者出で來りて右の標木を拔き去り是れは自分の所有地なり如何に洞面長、郡守等の證明ありとて此土地は眞正に自己の所有なれば何人なりとも決して之を侵害する[illegible]の韓人等の詐欺的不正行爲によりて金海郡にて本邦人の損害と見るべく目下釜山理事廳に分明し居るもの約四万圓に上り其他未だ分明し居らざる損害を合算せば約八萬圓乃至十萬圓の多額に達すべき見込なりと云ふ而して右は韓人土地所有者と債務者及び洞、面長、郡守との間に共謀して構成したる詐欺不正行爲たるは疑ふべからざる事實なれば釜山理事廳にては寸毫も之を容赦せず本邦人の保護申請者即ち債權者に對して之れが權利を獲得せしむるの方針を採り是れより更に實地に就て充分の取調べを爲す筈なりと右類似の事實は裁判所新設以來各地に於いて行はれ事情不案內なる本人法官に依つて邦人に不利益なる判決を見ること尠からず之が爲めに貸金業者農事經營者等は多大の打擊を蒙り放資を躊躇するに至れり是は韓國經營上悲むべき現象なるを以て是等不正韓人に對し取締を嚴重にするの必要あるべしといふ

俳句

○吟光小會集

そば湯

更科の名にして欲し蕎麥湯哉　清香
永阪に杖立て名ある蕎麥湯哉　同
寒詣て社の茶屋の蕎麥湯かな　同
燕風を謂ふ面々や蕎麥湯會　せきち
句作る夜々の蕎の蕎麥湯かな　向六
忙しさは朱椀の剩し蕎麥湯哉　同
手打にし足らぬ湯にする蕎麥湯哉　嗣
八十坊野山夜なく蕎麥湯哉　孤天子
蕎麥湯する背築の笛の夜寺哉　同
猪打の名人と語るそば湯哉　同
閑寥は破れ雨戸のそば湯かな　晃南
篝火に衛卒共のそば湯かな　同
萩の箸折れて佗しきそば湯哉　射石
そば湯して俳諧十夜懷しかな　同
俳諧の平且の味をそば湯かな　同

講談　名奉行（四）

桂文枝口演

御裁判順は番頭の諫言で頭ひ出でましたる有樣「御裁判通り、帶屋久七は二本の指を差上げて、頭を下げた處が、御を待つて居る有樣「奉「帶屋久七思ひ出したとあるが左樣か」久「へエ」奉「思ひ出したのにも二ツある、返金したと思ひ出したか、又返濟せぬと思[illegible]なひを取つてやる」久「ア、有難いお蔭で私の指になりまし」奉「直ぐに返金してやれ」久「左樣なれば百兩」奉「ヲ、是は元金ぢやな」久「へエ」奉「利息は」久「へエ利息はござりません」奉「默れッ、利息なくして金を貸すものがあるか、又借るる者も無い、利息には定めがある、上樣より指圖を下さる、百兩に對して十五兩の利息をやれ」久「へエ十五兩位なら渡します」奉「一ケ年十五兩十年にて百五十兩の利息を致せ」久「ギエッ百五十、兩、只今持合せがござりませぬ宅へ歸りまして早」奉「持合がない不心得者め上樣より[illegible]を下さる、コレ手箱を持て百兩[illegible]下さるぞ、後は幾分か御勘辯下さる、ちイ殘り五十兩は月賦か」久「何卒年賦に」奉「然らば年十兩もやるか」久「どうぞ御勘辯を」奉「ねらう勘辯を願うな」久「どうぞ御勘辯を」奉「然らば五兩か」久「然らば年一兩ではどうぢや」久「有難うございます」奉「證文を致せ、受印は松平大隅がいたして呉れるぞ倒しやアせんな」久「へエ一倒しはいたしません」れ奉行の受印で證文が出來上りました　奉「和泉屋與兵衛面を上げい元金一百兩、利足一百兩、殘金五十兩は年一兩のくずしにて受取事、久七不拂致さば松平大隅代つて遣はすぞよ」與「有難うござります」奉「法は天下の大法ぢや、火附の罪は許さぬぞよ、火死刑の刑に行なうぞよ、左樣心得い」と聞いて帶屋久七小踊りした」久「うまいぞうか、コンガリと頼みます」和泉屋與兵衛は腰を拔かしまして與「ドウぞうぞ御勘辯を」奉「コリャ今更詫びた處でいたし方がない、チャガ五十兩の年賦金、受取りし後死罪に取行なふ」町「あの人何歲です五十年前なら百になります」せ」久「彼火死刑になります事なら五十兩早速拂います」奉「默れッ、奉行何んと申した承諾いたしたでないか、彼を死罪に執行へ月賦と申さば年賦十兩五兩と申すに一兩とは年賦金は誰が受取る、殊に證文認め置きながら、天下の裁判に依怙有ると心得るか再擧をさき其罪輕からん事ぢや、如何ぢや」町役の人が久七の袖を引いて　町「お受けなされ」久「恐れ入り奉つります」奉「雙方とも立ちませい、アヽコリャ和泉屋與兵衛待てく」與「へエ」奉「五十年の後は火死刑ぢやぞよ」與「其位なら辛抱いたします」奉「其方は不憫な者ぢや、何歲になる」與「六十一歲でございます」奉「六十一歲とは本卦ぢやな」與「イエ今は分家の居候でございます」

京城新聞

穩健なる社會政策

社會問題は近世紀の重要問題なり、各國の政府及識者が社會問題解決の爲に苦慮するに至れるは必然の結果なり、個人の自由競爭に放任するの不可なることは識者の認むる所となれり、然れども獨逸露西亞其他に於て盛に唱導せらるゝ極端なる社會主義の如きものは決して實際に行はるべきものに非ず、假令行はるゝとするも社會の組織を破壞するに止りて完全なる組織をなす能はざるを以て到底採用すべきものに非ず、故に於て自由競爭の弊を矯正し穩健なる富の分配をなさしむる爲に國家的社會政策の必要は起り來るなり、帝國の如きは歐米各國に比して富の分配に平衡を保てるを以て社會問題の[illegible]社會問題の波濤を受けて極端なる說を唱ふるもの年々增加するの傾向あり、之れ甚だ忌むべき事なりと雖も社會の復雜なるに伴ひ自由競爭は激甚となり富の分配に平衡を欠くに至れば勢ひ社會問題の聲は叫喚せらるゝに至るなり、之を列國の狀態に顧るに英國は最も夙に勞働者と資本主との間に緩和政策を施せるを以て比較的富の分配に平衡を保てる故に極端なる社會主義を提唱するもの少し獨逸の如きは其緩和に努むるよりも鎭壓策を取りたる爲に却て反對の現象を呈し來れり、之を以て見るも資本主と勞働者間を緩和する社會政策の必要なるは余輩が今更に詳說するの要なからん、

而して韓半島に於ける社會問題は如何、何れの處と雖も新殖民地には社會問題の發生少し、之れ社會の復雜ならざる爲に自由競爭の激しからざると、生產力を缺ける老人及病弱者の少數なるに基因せん、然れども之れ唯最初に於て自由競爭の緩慢なる間のみ、殖民地の發展人口の增殖と共に社會は複雜となる、茲に於てか富の分配に不平衡を來たし勞働問題の起り來るは當然の結果なり、在韓邦人間には既に其兆候の現はれ來るの觀あり、或る種の職工が同盟罷工をなせるを聞く、斯る事は今後總ての階級に傳播せずとは斷じ難し、而して更に拓殖の發展に於て邦人と韓人との間にも社會問題は湧き來るべし、地主と小作人との關係の如き今よりして緩和的社會政策を行はざれば早晩紛擾を釀し來るべし、米國が比律賓を領し米人の續々移住するや、土人と米人との間に勞働問題湧發し爲に生產力を沮ふの憂ありとて總督は之が規定を內約せしめて緩和政策を行ひたりき、韓國に於ても勞働問題に就ては將來紛擾なきを保せず、此等の事は今よりして穩健なる社會政策を行ふの必要あらむ、邦人地主と韓人小作人及邦人小作人韓人地主と其小作人其他資本主と勞働者間に於ける富の分配に就ては大に省慮する所なかる可らず、極端に自由競爭に放任すれば極端なる社會問題を絶叫するもの出で來らむ、余輩は當局者が此點に就て今より攻究して社會問題の湧出を未前に防がん事を希望するものなり、

●漢城便り

▲伊藤老統監には來る二十五日頃歸任相成候由、久々にて尊顔を拜するの光榮を有し欣喜雀躍するもの豈獨り役人のみならんやに候、但し今回の東京土產は何なりや、異逆に錦繡や花簪のみには有之間敷ご存候

▲消息通の語るところによれば統監の京城滯在は十二月下旬までにて來るべき新年は大磯にて迎へらるゝ見込の由、而らば統監旗の翻るも僅かに三十日間許りに有之べく、記者は右三十日間に雁や鴨や[illegible]の設[illegible]準備致候

▲先頃京城に二回の破獄ありし以來平壤、水原にも破獄有之たりとの事甚だ物騷の次第に御座候、記者は今に於て破獄の原因に就て當局者を責むるの野暮を避け可申候、但法部の先生には統監の歸任を俟つて大に監獄費の豫算に就て公を說かれんことを切に希望仕候

▲興業銀行の仲介により正に成立せんとする韓政府借入の外資二千萬圓は土地丈量、港灣の改築等に使用致候者の由是には何人も異議無かるべしと被考候記者は韓政府が此意味に於ける外資利用を成可く多く爲さんことを望んで止まざる者に候

▲只に興業銀行を通ずる外資のみならず事宜によりては他の方面より來る外資も歡迎すべきは半島の現狀に照し大に必要ならんと被存候、機會均等を標榜する伊藤統監は決して余輩の言に反對せられざることを確信致候

▲近頃韓人町を通過して多く目に附くものは種々の協會の看板に有之候、小野心ある韓政客は二三十の會員を作り、規則書を作り、役員を作り、而して自身は會頭若しくは總裁の名義を冒稱し、毎日小奇麗なる人力車に打乗り諸所を訪問して犬も歩けば棒に當るを僥倖致居候

▲彼等にして溫突の屋賃や、規則書の印刷費や、車賃やを支辯し得る間は彼等は遊食の圈內を脫するものには無之候、統監政治が浮華を奬勵すればする程所謂協會の數は增し申候而して彼等は遊食の方面に發展致候

▲內地にて電話度數制が遞相を不人氣ならしむる間に韓國の電話は値上げを斷行せられ候、而かも不思議にも一人の苦情者を出さず候、尤も通話の進步が今日の如くなれば一人も苦情を鳴すべき筋も無之候

▲日米と清國問題

電報

紐育所報によれば米國政府は清國の領土保全に關し日本政府と覺書の交換をなす筈なりと（二十日發）

東京電報

▲本年の米作

本年の米作は第一回豫想より減收にして四千八百萬石なるべし

▲孫逸仙の所在

清國革命黨の首領孫逸仙はシンガポールに在り

▲革命軍北京に向ふ

雲南事件以來佛領に逃れたる革命軍の一派は續々北京に向ひつゝありと（廿日發）

釜山電報

▲大倉氏出發

大倉喜八郎氏は今朝の急行列車にて京城[illegible]

雜報

●新嘗祭と韓國官廳

明後日は新嘗祭に付韓國各部以下各官廳は事務に差支無き限り休廳することゝなり尙後日本祭日は同樣なるべし

●清國領事館と遙拜式

清國總領事館にては豫報の通り本日午後九時より兩陛下遙拜の式を擧行す同館の大小門には白布の章を懸け館員は一同白布の喪服を着け館の一室に兩陛下の祭壇を設け午前中は館員一同及び居留民の頭なる人々の參拜あり午後は二時より會禰副統監以下各參與官各次官並に各國總領事其他內外文武官の參拜者ありたり

●伊藤公歸任の事情

最近の東京通信に依れば伊藤統監が辭意を翻へして歸任の途に就きたるは韓國統御の事情會禰副統監に一任する能はざる事あると且つ韓國現內閣の大韓協會一派其他の壓迫の爲に動もすれば崩壞の恐あるを以て此際副統監の手にて到底之を支ゆるに由なく又現皇帝及太皇帝の信任上公が歸任するに非ざれば何事もなす能はざる爲に歸任を急ぎたるなりとの事東京に於ける觀測とは多少異る處ある也

●醇親王と日本

西太后の遺詔によつて攝政監國となりたる醇親王載灃殿下は光緒皇帝御同腹の弟君にして恂貝勒（二十）と申す異腹の弟君を有せり醇親王は今年三十歲、支那人には稀なる色白の英明なるも少しく氣の癖ありといふ親王は今日軍機大臣として袁世凱等の大官と共に內政外交の政務に當られ居るも恰も親王が二十二の時彼の北淸事變起り親王の邸宅は我が駐淸公使館の隣なりしため我が第五師團の兵士は親王の邸宅を守護しつゝ義和團匪を攻擊したり親王は當時非常に我軍士を德とせられ殆んど每日の如く兵卒に至るまで我軍を慰問せられ時には茶菓を贈り將校連には日々接見して御慰問の言葉ありたりき其後同親王邸は我兵營地と定まりしため親王は西四牌樓に御移轉せられしが其後我守備軍は王邸の一部分を取壞つの要あり其資行に取かゝりし時約百圓許の青銅錢を掘り出したれば公使館より其受領方を親王邸に通牒したるところ親王は遂に之を軍隊に寄附せられたり斯る關係にて親王は故山口大將、福島中將等には非常に信賴せられ居ると云ふ

●清國凶變と新聞記者

東京に於ける政交記者俱樂部は淸國の凶變に關し去る十七日緊急總會を開き左の決議をなせりと

淸國皇室並に淸國國民に對し最も厚き尊敬と同情とを有する我が政交記者俱樂部は淸國今回の不幸に關し切に哀悼の意を表すると共に淸國官憲が前途の國政に就て[illegible]の方針を[illegible]併せて列國政府が淸國保全の主義を此の場合に發揮せん事を期待す

俱樂部部員は十八日外務省及び淸國公使館に出頭小村外相及び胡公使に對し右決議の趣旨を通告をなせり

●漢城實業協會

漢城實業協會は本月十九日午後五時より日本人俱樂部に例會を開き出席者日韓人二十一名あり會長鶴原氏辭任に付後任として木內農商工部次官を推選する事及び前會長鶴原氏に紀念として[illegible]製神仙爐を贈呈する事を滿場一致にて議決し尙來月は中旬頃例會を開催することを決し午後十二時散會す

●聯合地方員會議

咸鏡北道聯合地方委員會議　咸鏡北道鏡城財務署にては廿日より咸鏡北道聯合地方委員及財務署長會議を開きたるが元山財務監督局長代理としては事務官出張し觀察使及書記官警視等臨塲し盛會を極めたり

●釜山鎭埋築問題

釜山の大問題たる釜山鎭の海面埋築は元藤田平太郎氏の名儀にて埋築權利を得たるものなりしが這回杉田茂丸氏に變更せり之に就き內部大臣は去る十二日を以て許可書を與へたり其要項を擧ぐれば全項十九條より成るものなるが其內尤も注目に價すべき條項を擧ぐれば

第三條認可を受けたるものは本書交附の日より壹ヶ年以內に工事に着手し其着手の日より七ヶ年以內に竣工すべし但し天災其他正當の事由により本條期間內に工事に着手又は工事を竣工し能はざる時は相當の延期を與ふることある可し

第十八條許可を受けたるものに於て此命令書及び此命令書に基きて爲したる處分により履行すべき義務を行はざる時は內部大臣は自ら代りて執行し又は他人をして之を執行せしむることあるべし

●穀物協會の役員會

仁川穀物協會にては一昨日午後一時より同協會樓上に於いて役員會を開き近々中契約締結せらるべき三浪船會社との運賃及び割戻等に就き種々協議をなしたるが結局前契約に少しく改正すべきものあるを以て奧田貞二郎、田中佐七郎の二氏を推薦して汽船會社に交涉をなすことに決し尙穀物改良に要する諸種の機械購入等に就き種々協議し午後四時散會したりと

●煙草消費狀況調査

（臨時財源調査局調査）

道名		喫烟人員	喫烟重量（貫）	同上價格（圓）
京畿道	男	二六二、五七四	五一六、八六八	四二一、三一八
	女	七九、六二三	一〇九、一四九	八九、二四六
忠淸北道		一四九、九三二	二六七、八六六	三三八、三九〇
		五四、八三二	七一、八九七	五九、二七四
忠淸南道		一六九、六〇一	三〇八、六七四	二〇一、三三六
		五九、三八四	八三、五九〇	五四、七六八
慶尙北道		[illegible]	四九〇、八六六	二八二、九一七
		一二七、二二九	一三五、三七一	九五、八一七
慶尙南道		三五三、〇九〇	四八七、九九七	三三九、六五九
		一八九、七九七	一〇三、六〇五	一一九、〇〇三
全羅南道		一四七、八二二	四五一、三九三	三〇三、六五五
		八六、九〇三	一〇七、八九二	八五、七一三
全羅北道		[illegible]	[illegible]	[illegible]
		[illegible]	[illegible]	[illegible]
黃海道		二一六、九六三	五〇四、〇七一	四三七、〇四六
		一〇一、六七九	一二三、六五九	一二四、四六八
平安南道		一四四、一四四	三二〇、六六四	一九四、八六七
		六四、八三〇	五四、〇五三	三三、二八一
平安北道		一八三、五五九	三〇七、六六二	一九七、九三〇
		六三、六二〇	六二、八六六	三九、八三三
咸鏡南道		一八七、六六一	三〇九、四五四	二六九、八三三
		六二、六二〇	六六、六六三	三六、六二二
咸鏡北道		[illegible]	一五五、九八一	一六〇、四六七
		[illegible]	四八、七〇七	五一、五三三
江原道		[illegible]	七八、五一五	三三七、八五五
		[illegible]	三四三、〇八〇	五四、四四二
計		二、八〇三、八八八	四、八〇〇、〇九二	三、五五五、八八〇
		一、〇〇七、二二五	一、一〇四、八〇三	九四五、三三五
		三、八〇四、〇三三	五、九〇四、八九五	四、五〇一、二〇五

●民團稅賦課案

仁川居留民團の最近に於ける民團稅の賦課案を聞くに左の如し

△土地　地稅

宅地一等一坪	廿四錢	五等同上	十二錢
田畑同	一厘		

△建物　稅

平家一等一坪	廿四錢	五等同	九錢
二階同		同	五錢
三階同	十五錢	同	三錢
倉庫同	三十二錢	同	十錢
納屋同	十二錢	同	三錢

△營業　稅

會社銀行一等	六百圓	五等	五十圓
販賣同	七十圓	十二等	二圓
金錢貸付同	百圓	同	五圓
物品貸付同	二十圓	八等	三圓
運送同	八十圓	十五等	五圓
請負同	百圓	十等	十圓
席貸同	三十圓	九等	九圓
家屋貸同	五十圓	十二等	五圓
料理屋同	百圓	十一等	二十圓
飲食店同	三十圓	十等	三圓

●加藤領事の病氣慰問

元仁川理事官加藤本四郎氏が胃癌に罹り東京にて靜養中なりと聞き仁川民團にては回文を出て臨時民會を開き其決議に基き富田民長より此程左の慰問狀を送れる由

謹啓仁川居留民は貴下が爲國家前途有爲の資を以て曩に病魔の侵す所となり手術治療一再ならざるを悲み憂慮措く不能玆に臨時居留民會の決議に依り滿腔の敬意を以て御快癒を祈り謹みて御慰問の意を表し候

月　日　仁川居留民長　富田耕司

加藤本四郎殿

●警察官の異動

十一月二十一日付を以て左の通り警察官異動あり

咸鏡南道警察部兼咸興警察署詰　警部　茂　儀孫
命內部警務局勤務

咸興警察署勤務　警部　寺本十太郎
命咸鏡南道警察部兼咸興警察署勤務

平安北道警察部兼義州警察署勤務　警部　秋吉　策
命平壤警察署勤務

警務局兼平壤警察署勤務　警部　市原猪之助
命木浦警察署勤務

木浦警察署勤務警部　徳　猪之助
命平安北道警察部兼義州警察署勤務

●富田民長の東上

仁川民長富田耕司氏は行程二十日の豫定にて一昨夜八時三十三分發列車より東上の途に就きたり其間助役橫山諒氏は民長代理として民團事務を處理す可く既に信夫理事官の認可を得たるよし而して今回民長東上の用件なりと云ふを聞くに目下缺員中なる仁川病院々長及び外科主任醫囑聘の爲めにて兩者共醫學士中より之を選擇し院長の俸給は三千圓內外なるべし

●[illegible]慶尙北道[illegible]間十一月十八日忠淸南道恩津、連山間は十一月十四日何れも開通せり

●大和島燈臺の消火

仁川燈臺局管轄內なる鴨綠江口大和島燈臺は冬季中結氷の爲め附近を航行する船舶なきを以て消火するは每年の例なるが本年も例に由り來月一日より翌年三月十日まで點火せざることに決したりと

●韓青年會

韓人基督教青年會は今回其會館落成したるを以て來月一二三の三日に亘り盛なる落成式を擧行する由なり

●連絡船臺航隔日

關釜連絡船は其一隻の掃除をなす爲に臺航の分を暫らく隔日にし釜山發は偶數日にして下關發は奇數日なりと夜航の分は從前の如くなりと云ふ

●小田倉囑託歸任

伊藤統監に隨行東上中なりし統監府囑託小田倉啓氏は廿一日歸任せり

●荒木憲兵大尉着任

京城憲兵分隊附を命せられたる荒木憲兵大尉は廿日着任せり

●江木憲兵少尉の赴任

鏡原分遣所長を命せられたる江木少尉は二十一日午後二時赴任出發す

●赤倉技師の東上

赤倉度支部財源調査局技師は東京に出張を命せられ明日出發す往復約一ヶ月の豫定なり

●敍任辭令

任學部書記官敍奏任官三等　小田省吾
任道主事敍判任官三等　加藤友藏
任郡主事敍判任官四等　吳寬海

●辭令

（廿一日附）
任統監府營林廠屬　山林廠　園部日出雄

本日の集會

●京城基督教會　日出町
午前十時　ゲッセマネの　米澤牧師
午後七時　耶蘇の心事　生活の妙諦　同人

●日本基督教會　旭町五八銀行橫
午前十時　禮拜說敎　石原牧師
午後七時　傳道說敎　同人

●日本メソヂスト教會　旭町名古屋城
午前九時半　列王記講義　山口照常
同十時半　神の宮殿　木原牧師
夕七時　新生の必要　同人

●西本願寺　長谷川町
午後七時　說敎　巖開敎使

●韓國經濟協會　（廿四日）日本人俱樂部大倉喜八郎氏の歡迎會を兼例會を催し永濱關稅總長及鈴木司稅局長の演說あり

公人私人

▲上原辰三郎（憲兵少尉）廿日入城山本旅館
▲白井良一（統監府特許局審査官）廿日入城不知火旅館
▲有賀光谷（鎭南浦稅關長）廿日歸任

●近事片々

▲今度の新嘗祭より日本の祭日に韓國官廳が休むことゝなれるは將さに當を得たり

▲宗主國の祭日に被保護國が休まざることは小事なりと雖も甚だ宜しからざる事也

▲天長節の如きは保護協約當時より既は[illegible]しも之を主當たるやに思へり先づ結構の事

▲祭日を祝せしむるが如き事は小事也と思ふ者もあらむが斯は誤れるの甚しき者也

▲帝國の德化を韓國民に及ぼす上に就て此事は甚だ大切なる問題、此事有爲すべし

▲片々として充分に彼等をして之に親ましめば更に帝國の年號をも併用せしむるを良しと思はるゝ也

▲斯の如くすることは相互の爲に便宜を有する事にして決して帝國本位のみに非す

▲帝國の異意さへ了解せしむれば此等の事に韓人迷惑疑するに及ばす後には喜ばん

▲帝誡は宗主國として被保護國を尊重愛護すると共に被保護國にても敬意を表せよ

▲斯くして互に其處を守れば其關係常に圓滿にして指導啓發の上にも著しき効あらん

▲淸帝　西太后崩御後北京の狀態は極て平穩なりとの事なるが裡面の紛擾は免れまじ

▲袁世　凱毒殺の風說や慶親王の張之洞袁世凱死去の風說杯尙紛々として眞相不明也

▲慶親　王張之洞袁世凱死去の風說の如きは無論風說に過ぎざるべし軈て眞相分らん

▲兇變　後權勢は何人に歸したるや袁の如き張の如きは無論重要の位置にあるならん

▲袁世　凱は李鴻章門下の才人なれども餘り機變に通ずる爲に却て仕損じ有惜むべし

▲張之　洞に至りしは袁世凱の才略なきも其德望高くして老實なる所に重味を有せり

▲慶親　王にして今少しく寬宏なる雅量と聰明とを加ふれば張袁兩氏更に勢力を得む

▲肅親　王と鐵良一派は其主張堅確なるも守舊に傾けるを惜む今後の趨勢は如何に

▲北京　今後の趨勢は如何に推移すべき立憲黨の勢力勝つ乎守舊派の勢力振ふべき乎

▲兪吉　濬負擔商を集めて實業會を組織大に之を以て振はんとす兪君亦爲るも甚し矣

▲韓國　の負擔商は尙ほ多少勢力あるに相違なけれ共其前途は更に見込なきに非ずや

▲負擔　商團は當時の遺物のみ其勢力も隋力のみ之を改善し眞個の商人とするが急務

▲保護　政治の發展と共に地方商業上の面目も一變せん其時には負擔商團の必要なし

後の奇縁（三） ひで子

美枝子が曾て、神樂阪で、[illegible]子と謂つた藝妓時代、或る夏の夕間暮、敷石三間臍に[illegible]れて、奇葉に灯影の艶なる時、盛鹽消ゑ待合の一室に、小三と菊地の遊び飽きて、呼ばれて居つた其時に、銀の小扇新らしきに菊地の所望、[illegible]

「書くよ」と謂ひも終らぬ間に、一句は乘りぬ即ち「掛香や町家に生れ江戸育ち」是れは雛子の境遇を知り居りし、菊地が表した[illegible]持つて居るとかや、菊地が今宵、阪田に語つた。

● ● ● ● ● ●

去る程に朝は幸ひ天氣が好かつた、八時を待つて靜子は勇んで、局長官舍へ出掛けたが、まだ寢床に眼を喫んで居る保が、起きて來ない内、早くも戻つた、果然保が想像通り、姉の美枝子、局長の奥様は、昨夜から歸らぬと謂ふ、靜子の嘆きは無理も無い、十五年目に、判つた姉が、つい目の前に居る事を、識つたは昨夜で、今朝は既に、其處には居らぬ、たつた一夜の事で、遂に、逢ふ事が出來なかつた。

十一月の十八日、阪田夫婦は、官を辭して靜の內地で、出東の途に就いた、如何やら菊地が爲の日の因縁は、靜子にも崇る樣だ隨て阪田も亦、因縁中の人物と成つたらしいと、是れは例の、透明館の亭主が、局内の同僚に語つて居た。（完）

●之も誰故郷の人故（三）

……花蝶の窮策……

花蝶が情夫の旅費を才覺せし魂膽といふは他にあらず或る夜の事花蝶は廓内の[illegible]くやみ四隣寂として人定まれるの時太膽にも密と同樓を拔け出で其の夜は大和町邊のとある知る邊の家に一泊し其の翌日旭町一丁目の口入業共榮舍に赴きさも昨日今日田舍から出て來た許りのやうな風体を裝ひ何處か料理屋に酌婦として住み込み度き由を言葉巧みに賴み入りしが丁度折善くも其の時直き隣りの梅の家といふ料理屋にて仲居を探し居る矢先きなるより共榮舍にては早速女をば梅の家に周旋し前借金八十圓の契約にて話は立ろに纏まりたるが女は身仕度やら何や彼にて二三日手間取り纔て右の梅の家に赴きし所梅の家にては其の時商賣上の都合から龍山に移轉したれば共榮舍にても一時は女に對してバツ惡かりしも併し龍山と京城とは目と鼻との間なれば今より龍山に行きては如何にと女に勸めたりしに女は龍山では困ると横に冠振りをふるより共榮舍にてもアソコ、コヽと心當りを心配せし揚句然らば其の方は取り消しにして長谷川町の清月亭に周旋せんと直ちに女を同亭に連れ行き前借金五十圓の約束にて相談を極め取り敢へず内三十圓を女に渡しいよ／＼女は其の日より住み込むことゝなりたりしかば女はヤレ安心と右の金をば持ちて早速龍山に赴き情夫に與へ素知らぬ顔して清月亭に歸り來りたる所を豫てより手を回はし置きたる松葉樓の壯者の爲めに取押へられ今にゴタ／＼中なりとかさるにても之も誰故情夫故花蝶の心中思ひやられて氣の毒ともいふべけれ（れはり）

●小中將の戀

……間夫は勤めの憂さ晴し……

双の玉腕千人枕、半點の朱唇萬人嘗む朝に[illegible]夕に[illegible]送り迎ふる浮川竹の[illegible]しき身とはいへ[illegible]客をして未通の素人人情に變りのあらふ筈はなけれど勤めする身の悲しさには厭な客でも比翼ござ、顔で笑つて素振でソレと惚れた振りして下帶解けど心の中は血の池地獄偶には好いた同志と假寢の夢にシツポリ濡夜の雨憂さ氣晴しの數々も勤めする身の是非なけれ愛新町は第一樓に其の妓ありと知られたる小中將とな呼ぶ年增女郎ありサテ此の小中將の色香に迷ひて豫てより足繁く通ふ某會社員の山口とかいふ男は誰が眼にも却々の色男にて且つ金離れも奇麗なる所より小中將初會の晩からゾツコン思を寄せ此れ迄も商賣氣離れてもてなし偶には自分の方から勘定を立て引きても呼び寄せ居りしが如何なる譯にや近頃に至り男は更に寄り附かず何の音沙汰さへなきより小中將痛く心配しもし重き病の床にも臥り居りはせずにやソレとも他に増す花の出來しにはあらずやなどいろ／＼と思ひ病ひ居りし折柄ある朋輩衆の言葉に旦那には近頃河岸を替へて高島屋の女に熱くなり居るとのことを聞いては口惜しさ懇しさ一時に胸にセキ上げ「マー薄情なれ仕打……」と人目も憚らず泣き崩れしが稍やありて心を取り直し先きが其のやうな料簡なら此方等にも考へがあると血相を替へて早速男の家に赴きしに男はソレどころか長き病の枕に打ち伏し居る有樣に小中將は呆然としてしばしは言葉さへ出でず今迄の口惜さはいつの間にやら消え去りて俄かに悲しさ哀れさの情起り「ヤツパリ貴方は私しの情夫此のお姿は情ない」と瘠せ細りたる男の手を緊と握り締めヨヽと許りに泣き沈みたりとか

●困つた出齒常

……出齒り未遂……

本町三丁目伊藤組の車夫廣島縣平民越智常一（三十）といふは平素至つて酒癖惡しく酒さへ飲めば誰れ彼れの差別なく喧嘩を爲すといふ極めで厄介な男なるが同人は去る十八日午後十時頃南山町の知る邊なる松山方に赴き呂律の回らぬ程酒を飲み醉て歸途に就きたるが途中彼方等へヨロ／＼此方等へヨロ／＼と千鳥の足並面白く明治町二丁目料理店三桝屋の前迄來掛りしに折柄同樓の酌婦ユキといふが用便をなさんとて戸外に出でたる途端常一は朦朧たる醉眼を開き此奴一番出齒づて呉れんと不埒にもユキの前に寄り進みユキの手をばムツと許りに握り締め「俺れの言ふことを聞け」と無理遣りにユキをば路次の處に連れ行き早速出齒り掛けんとしたるよりユキは大聲を擧げて救を求めたれば同樓の女將は何事ならんと戸外に出で現場に馳せ付けユキをば取り戻したりしに常一は非常に立腹し人の戀路を邪魔したなど勝手な熱を吹き家内に踏み込みて亂暴を働き德利茶碗皿小鉢の區別なく打ち壞し女將にも傷を負はせたる騷ぎに巡查出張し結果拘留三日に處せられたり

●主事の横着

漢城府主事金漢均といふは身分柄にも似合はぬ横着者にて此れ迄も其の筋より再三再四雪隱改造の催促を受け居るにも拘はらず何時臨檢に行きても改造しあらざるより一昨日西部警察署に呼び出され散々お目玉を頂戴したり

長唄 嗜好會會則

第一條 會●名● 本會を長唄嗜好會と稱す

第二條 目●的● 本會の目的は長唄の研究及び普及にあり

第三條 會員及贊成員 本會は會員及び贊成員を以て成立す、會員は本會の目的を遂行する事に盡力し贊成員は本會の目的を贊成する者とす

第四條 例●會● 本會の目的を遂行する爲め毎月一回長唄例會を開き會員及特志者を出演せしむ

第五條 會●費● 會員は會費として毎月金一圓を贊成員は毎月金三十錢を本會に納むるものとす

第六條 本會に幹事一名會計一名を置き庶務及金錢の出納を取り扱はしむ 幹事會計の選任は會員多數の指名に因る 本會々場を當分巴城館内と定む、本會に關する要務は巴城館内幹事林玉華に於て一切を辨する事

●遺し主は私して

昨日午前八時頃南山町巡查派出所の附近に紙幣一枚挿みある五十八銀行の貯金通帳落ちあるを同派出所詰の巡查拾ひ取り通帳に記名ある落主串蓄町一丁目六十四番地泉谷元助を呼び出して渡し遣りたり

●魚屋の横着

仁山新町三丁目居住魚商山田文太郎といふは韓人某より魚若干を購入し其の代金六圓の中四圓五十錢を支拂ひたるも殘金一圓五十錢を仕拂はぬより韓人某に訴ねられ一昨日說諭を受け二十三日迄に支拂ふことを約して引き下りたり

●店員評判記

釘本商店員 佐藤才次郎氏

[illegible]は比較的教育のある方で店員といふよりも寧ろ商館員に適して居る賦性安靜にして深沈、而も氣宇傳大、心志綽然物に當つて騒がず、事に處して偏しない、生れは三重縣鈴鹿郡龜山町本年三十三才現今は主人の股肱として專ら店務に鞅掌して居る、道樂とては何一ツ無いさうだ、

同店員 鎗田活壽氏

氏は佐賀縣東松浦郡相知村の生民に郷里の中學に業を了へ直ちに渡韓して釘本商店の店員となつたのである、居常信仰の念に富み且つ向上の心厚く將來は偉大なる實業家と成りて天下に名をなさんといふ希望を抱ひて居るさうだ、而して常に服膺して居る金言は「精神一到何事不成」であるさうである、今年二十七才のニキビ盛さに似合はず、意志極めて固く超然として高く標榜して居る所は却々感心な青年である、

同店員 伊藤勇次郎氏

氏は由來商賈人としての性質を備へて居る第一利益の心極めて厚く、機を見ること敏に加へて客に對して愛嬌がある、郷國は佐賀縣東松浦郡唐津木綿町伊藤秀助氏の嫡養子である、呱々の聲を擧げたのが明治十三年十一月、幼より商人たらんと志し、諸所の商店に奉公して實際的の修練を積み、過ぐる年釘本商店に身を委ねたのである、而して氏が夢寐忘るゝ能はざる希望は一日も早く一廉の商人となり、故郷に錦を飾りて歸りたいとかのことである、

●馬に蹴られて負傷す

仁川濱町三丁目山下商藏方居住岡山縣生れの末廣春政（三七）は一昨日萬石町の村木會社員西村某に私用あり飼馬に乗りて同町に赴き村木に馬を繋ぎたる儘西村方に入り用談をなし居たる所馬は何時の間にやら綱を嚙み切り驅け出し濟町に向て飛び行く途中龍洞居住韓軍李花鎭（五七）が茫然と立ち居たりしなり同人を突き倒し前額部擦過傷を負はし尚荒れ出さんとしたるも幸ひ附近の人々が工夫を凝らして捕ねたるが一方李は直に松本病院に赴き應急の手當を加ねたるが警察よりは春政に治療代を支辨ふべき旨説諭を加ねたり

●質札を持て餘す

一昨日午後七時頃南部小廣橋三十七統七戸林鳳鉉（三三）なるもの洞八統四戸洪輔鄕（一九）より二圓五十錢にて銅峴分署へ訴出て言ふより自分は弘門自轉車の質札を預り居るも輔鄕は何日までも右の質札を取りに來て呉れぬより何分の御説諭を煩したしとのことなり

●阿片喫烟者

大邱府西門外生れの金七星（二四）は此程京城に來た許りなるが一昨日午後一時南部皇屋某韓人方にて阿片を喫して居た處を西部署の刑事に認められ昨日檢事局へ送らる

●腸窒扶斯

京城壽町三丁目四十番戸伊藤公夫（六十）は二十日腸窒扶斯に罹り大韓病院に送らる

●壽座今晩の替狂言

同座今晩の替狂言は「乳姉妹」にして重なる配役左の如し

●乳姉妹● 松平昭信（紹葉）松平房江（堀江）松平家令高林弘、竹馬乘長太（常磐）綾小路大尉（吉井）高濱勇（田宮）松平昭定（松村）曾伯久米金哉（福井）令孃押子（藤原）紳士丁川（秋岡）雷新聞記者三宅滋（佐海）薬守夫人雪子（阪本）車夫留公（櫻木）令孃禎子（島村）松平君江事、實は田川君江（酒井）

●本町座の落語

今晩より本町座に於て東京初下り柳派一座の落語あり本晩の出し物は左の如し

東京初下り柳派一座
落語芝居咄し娘浪花節野狐三次（小久）ノランマワシ（〆太）色火アヤドリカラ傘亂マワシ（一丸）狂言れ牛長右衛門三階茶碗ツリ上茶番（歌六）落語たらしめ（一丸）女浪花節國定忠次（小雀）茶番化地藏石やみだ六內より桐ケ谷迄（惣出）

同可娯欄（廿六）

●興● 詠 魚友痴史
（十九日店員評判記參照）

▲渡邊友一君
片腕の綱と組主が縋るなり
世をわたなべの鬼謀神策

▲沼口正義君
將來の希望みは深き沼口の
君が才略湧くが如ごかり

▲佐竹安隆君
曲りなき直な佐竹の節操は
堅き心の根をば締めつゝ

天氣豫報（自廿一日午後六時 至廿二日午後六時）

北又西風晴

廿一日午前六時各地氣象概況 高氣壓は滿州附近にありて北又西の風吹き南部は曇天なれども他は概ね晴天なり

廣告

演藝會收支報告

收入之部
一 金七百十四圓 入場券發賣高
一 金五十七圓 特別寄附金
合計金七百七十一圓也

支出之部
一 金百六十圓二十五錢 演藝費
一 金五十九圓三錢 會場費
一 金五十三圓十八錢 印刷費
一 金六十二圓四十六錢 雜費
合計金三百三十四圓九十二錢
差引金四百三十六圓〇八錢 利益金

右之通に候也
明治四十一年十一月
京城旭町四丁目
京城基督教青年會
會長 渡邊暢
理事（會計） 上杉松太郎

落語

猫久（七）

食語樓小さん口演

熊「何に巫山戯て居る譯ではねいので

武「巫山戯るのではない嘲り笑つて居のか

熊「夫りやア笑つて居ますとも

士「夫れを笑ふ貴樣が可笑しいぞ

熊「へエー

士「イヤ夫れを笑ふ貴樣が可笑しいぞ

熊「何うで小哥は頗な顔でございますから

に「[illegible]顔が可笑しい譯ではない其趣意を知らぬ其方が可笑しいのぢや

熊「[illegible]

士「併し其方は性來無筆文盲で其譯を知らず[illegible]で笑つたのであらうな

[illegible]

士「過まるには及ばん其趣意を御存じなければ聞かせ申さうか

熊「笑つて惡いなら其譯を聞かしてれ與んなさい

士「惡いといふ譯は聞よりない其趣意を承はりたくば最そつと是れへ出へ

熊「へエー

士「其趣意を承りたくば最そつと是へ出へ

熊「是れへ出へといふのはへエ

士「最そつと是れへ出さつせへ

熊「此位

士「最ちつと

熊「へエ

士「最うそつと是れへ

熊「夫れぢや此位で宜うございますか

士「是れ汝人間ならば魂ひを腑下に落付け身をカンコツに托して承はれ

熊「へエ宜しく何うぞ御頼み申します

士「猫と字名をさるゝ程の人の好い者が争論を致すは今日逃れざる場合のあつたることとは朋友の情あるものならば傍らより之を推察致して遣はさなければならぬ是れは普通人情の然らしむる所であるぞ

熊「へエー

士「又殺氣を生じて本人が我家に立戻り劍戟を出せといふ是れを夫に渡したる所の妻女なるものは日頃夫の心中をば能く計り知り今日こそはと決定いたしたは實に女丈夫と謂つべき感服の至りぢやのう

熊「へエー感服を致しましたな

士「按服ではない感服だ

熊「へエー

士「又神前にて三通劍戟を頂戴いたしたる所の妻女の心中に於ては武家町人を問はず劍戟なるものは即ち男子の魂ぢや申さば我夫の魂ぢや其魂の爲に其方にも怪我のあらざるやう夫にも怪我のなきやうに女ながらも此の魂に祈念を込めて[illegible]して遣はしたる所の女房は武士も及ばぬ丈夫の魂ぢやイヤ僕も二十五歳に相成る倅があるか往く往くは左樣な膽の座つたる者を妻に迎へて遣はしたく存ずる嗚呼後世恐るべし世の諺さに外面如菩薩内心如夜叉とあるが其女こそ左にあらず孝女なり貞女なり賢女なり烈女なり適れ〳〵感服いたすぞ

●新聞料 ▲一枚金二錢 ▲一ヶ月前金廿五錢 ▲三ヶ月前金壹圓 ▲六ヶ月前金貳圓 ▲郵税一ヶ月金拾錢 ●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回四十錢 ▲特別廣告五號活字十九字詰一行金九十錢

發行兼編輯人 秋山忠三郎 印刷人 高木久馬太 發行所 京城新聞社 京城西署西小門通 電話[illegible]六三番